

CoP19に向けたワシントン条約(CITES)の取組の現状について

2019年8月に第18回ワシントン条約締約国会議(CoP18)がスイス・ジュネーブで開催されてまもなく2年となります。この間、予期せぬ新型コロナウイルス蔓延のため、来年(2022年)に予定される第19回締約国会議(CoP19)に向けた作業にも様々な制約が生じています。ここでは、ロジ面としてCoP19に向けた準備の状況、サブ面として常設委員会等における最近の議論について報告します。

1. CoP19に向けた準備の状況

近年のワシントン条約関連会合は、締約国会議がおおよそ3年に一度開催され、その間に、締約国会議で提起された様々な課題を検討するための常設委員会(SC)とワシントン条約の科学委員会に相当する動物委員会(AC)・植物委員会(PC)の会合をそれぞれ2回程程度開催することが慣例となっています。しかしながら、新型コロナウイルス蔓延の影響を受け、2020年はSC、AC/PCとも開催ができませんでした。現在、各国においてワクチン接種等の対策が進められていますが、ワシントン条約の加盟国は180を超え、各国のコロナへの対応状況は様々であるため、来年のCoP19ですら、どのような形で会議が持てるかについての見通しを立てづらい現状にあります。

一昨年のCoP18において、コスタリカはCoP19を自国に招聘す

ると発言し、2022年3月開催で準備が進められていましたが、新型コロナウイルス蔓延の影響による財政状況悪化等のため、残念ながら招聘を撤回しました。このため、ワシントン条約事務局は、他の締約国に2022年後半におけるCoP19招聘の可能性を照会するとともに、会議招聘を表明する国が出てこない場合に備えて、2022年7月にスイス・ジュネーブで開催するための会議施設を仮予約したとしています。ただし、仮予約できた施設の制約から会議への参加者数を制限せざるを得ないため、締約国による会議の招聘を強く要請しています。

一方で、CoP19に向けた議論を進めるためのSCやAC/PCについては、本年5月にSCが、5月から6月にかけてAC/PCがオンラインで開催されました。これらはワシントン条約としては初めての試みですが、昨今のインターネット・テクノロジーの発展で、参加者が一堂に会することなく議論を行うことができました。とは言っても、時差による制約等から一日の会議時間を3時間程度に限定せざるを得ないことや、対面による会議ではなく、随時関係者が集まって議論を深める機会を持つことも困難であるため、意見の対立がある、あるいは、突っ込んだ討議が必要な課題について詳細な議論を行うことは難しい状況にあります。

通常、次期締約国会議までに必要となるSCやAC/PCにおける作

業のため、各委員会会合の開催に加え、一部の課題については閉会期間中の作業部会(WG)を設置することがあります。これらのWGは直前の締約国会議において設置されることが通例ですが、新型コロナウイルス蔓延のために昨年予定されていたSCやAC/PCの会合を開催することができなかったことを踏まえ、いくつかの追加のWGが設置されています。海洋生物関係では、SCの下にサメとエイに関するWG、ACの下に宝石サンゴに関するWGが新たに創設されました。また、海洋生物に限定されませんが、新型コロナウイルス蔓延を踏まえ、SCの下に「野生生物の国際取引に伴う将来の人獣共通感染症による緊急事態のリスク削減においてワシントン条約がどのような役割を果たしうるかを検討するため閉会期間中のWG(an intersessional working group to consider what role, if any, CITES could play in reducing the risk of future zoonotic disease emergence associated with the international wildlife trade)」が設立されています。

今後の予定については、SCが本年末から来年の早い時期に対面あるいはオンラインで開催されることとされ、対面の場合には、フランスが来年1月に招聘したいと表明しています。AC/PCについては、今後SCやCoP19での議論を踏まえて決定されることとなります。また、CoP19については2022年

後半に開催されることとされ、今後招聘する国が出てこない場合には、事務局が会議施設を仮押さえしている7月になります。

2. 第73回常設委員会の議論

第73回ワシントン条約常設委員会が、2021年5月5日～7日にオンライン会議として開催されました。主要な議論（上述のロジ面を除く）は次の通りです。

(1) 動物委員会からの報告

動物委員会の議長より、CoP18における決定等に基づく作業の進捗状況について報告があり、具体的な議論は5月後半からオンラインで開催される第31回動物委員会で行われるとのことでした。一部NGOから、昨今の状況下では、メール等通じた非公式協議も予定されるだろうが、透明性確保の観点からもNGO等も含めた幅広い参加を認めるべきであるとの発言がありました。

(2) ポスト2020生物多様性条約枠組み交渉

ポスト2020生物多様性条約の枠組み交渉に対し、ワシントン条約からインプットを行うために別途作業部会を設置して対応することが提案されましたが、枠組み交渉における時間等の制約から作業部会は設立せず、必要な助言について動物委員会、植物委員会及び常設委員会の議長に協力を求めつつ、ワシントン条約事務局が生物多様性条約の議論に参加することが勧告されることとなりました。

(3) COVID-19が条約実施に与える影響

COVID-19のような予期せぬ事態が今後も発生した場合に対処するため、会合スケジュールと意思決定に関する手順の見直し、委員

会の手続規則の調整、ハイブリッド形式（ジュネーブの各国代表とオンラインでの参加の混合形態）とオンライン形式の会議における意思決定等のテーマについて議論を行いました。いくつかの国から、ハイブリッド形式の会合には反対であり、オンライン形式も例外的な方法とすべきであるとの発言があり、今後、今回の議論を踏まえた勧告を作成していくこととなりました。

また、議長は、人獣共通感染症に関する問題については、この場ではなく、4月に設立された人獣共通感染症のリスクに関する作業部会（前述）において議論される予定であるとしていましたが、イスラエル等は、WHO、UNEP及びOIE（国際獣疫事務局）で、本年4月に公表した暫定ガイダンスにおいて、人獣共通感染症のリスク削減のため、伝統的な食品市場における生きた野生生物の一時取引停止が勧告されたことを踏まえて、ワシントン条約においてもこの問題を検討すべきであると発言する一方で、日本等は、この問題の重要性を認識しつつもワシントン条約の権限外の話題である等のコメントを行いました。この問題につきましても、2021年2月25日発行のGGTニュースレターNo.118でも紹介しましたが、野生生物と向き合う我々にとっても注視していく必要がある事柄だと考えています。

(4) 決議及び決定のレビュー

ワシントン条約締約国会議では、①附属書掲載に関係するものに加え、②締約国会議の議論の手続きや基準等を定める決議や、③個別の課題について今後の作業方針等を定める決定が行われます。これらの決議及び決定をレビューする中で、IWCにおいて商業捕鯨モラトリアムが継続している限りワシ

ントン条約において附属書に掲載されている大型鯨類について定期レビューを行わないという決定（決定14.81）を附属書掲載種の定期レビューの手続きを定めた決議（決議14.8（CoP17で改正））に組み込むことが事務局から提起され、豪州等がこの提案を支持し、今後さらに議論されることとなりました。

3. 第31回動物委員会

第31回ワシントン条約動物委員会が、2021年5月31日、6月1日、4日、21日、22日及び24日（4日と21日は植物委員会との合同会議）にオンライン会議として開催されました（全体会議中断期間中に突っ込んだ議論が必要な個別問題ごとに会期中の作業部会を設けて、ウェブや電子メール等を用いて専門家間で議論を深めるため、このような変則的な会合の持ち方となったものです。サメ類とウナギについては、会期中の作業部会が設けられて議論が行われました。）。主要な海洋生物に関する議論は次の通りです。

(1) サメ類

ワシントン条約では多くのサメ類が附属書に掲載されていますが、海からの持ち込みを含むサメ類の（国際）取引について各締約国から提供される情報はサメ類の漁獲量から想定される量と大きく食い違っているため、引き続きその原因究明が求められることとなりました。また、関係するRFMO（地域漁業管理機関）やFAOとの連携を進めること（この中には、2006年にワシントン条約とFAOで結ばれた、水産種のワシントン条約附属書提案についての協力に関する了解覚書も含まれていません。）が必要とされるとともに、サメ類を対象とした漁業がもつ、データに乏しい、多魚種を漁獲する、

高度回遊性、零細漁業、混獲といった特徴を踏まえれば、各締約国が附属書掲載種の取引の前提となるNDF（無害証明）発行について検討する際の良い事例となることから、サメ類のケースを含むNDFに関するワークショップの開催が求められています。さらに、各締約国に対し、①サメ類の商業的漁獲や取引の禁止を含む国内の管理措置、及び、②ワシントン条約附属書掲載以前に漁獲されたものの在庫量に関するワシントン条約事務局への報告、貿易や海からの持ち込みにあたって必要とされる許可書の確認等が奨励されることとなりました。

(2) ウナギ

今回のACにおける議論に与えられた課題は、養殖場で飼育され、

放流された個体にその起源を示すコードとしてR（飼育）を使う可能性や没収された生きた個体を再度放流することのリスクとメリット等、主としてヨーロッパウナギに関するものでした。また、計画されているNDFに関するワークショップにおける検討にあたって、ヨーロッパウナギの例は良いケーススタディーになりうるとの認識で一致しました。今後の課題として、各締約国が発行したNDFのワシントン条約事務局への提供とその研究、順応的資源管理の開発と実施、トレーサビリティの改善等が求められています。これらはヨーロッパウナギについての議論ですが、ニホンウナギについてもこのような議論の流れを踏まえた対応が必要になるものと考えています。

(3) 宝石サンゴ

宝石サンゴについては、FAOから提出された報告書に基づく検討がACの課題とされており、前述の通り、閉会期間中のWGを通じて議論が行われ、今回のACでは、このWGの報告書が基本的に了承されています。具体的には、宝石サンゴの漁獲統計や生物学的な情報の収集、適切な資源管理の必要性等のFAOの報告書にある勧告が基本的に支持されました。また、サンゴ科の宝石サンゴのワシントン条約附属書掲載を提案するか否かは各締約国の判断によるものであるとされ、ACとしての議論はありませんでした。なお、最後に、以上でACに与えられた宝石サンゴに関する課題にはすべて対応したことが確認されました。

第9回定時総会が開催される



令和3年6月24日、東京都内において、当協会の第9回定時総会が開催されました。総会では、令和2年度の事業報告及び決算報告が承認されるとともに令和3年度の事業計画及び収支予算が報告されました。本年は2年に一度の役員改選の年にあっており、山下潤理事が退任され、新たに一般社団法人全日本持続的養鰻機構代表理事会長の大森仁史氏が理事に選任されるとともに、その他の理事、監事につきましては再任されました。また、総会直後に開催された理事会におきまして、引き続

き、香川謙二理事が代表理事に前理事が業務執行理事に選定されました。

令和3年度事業計画書(骨子)

I. 広報普及活動

(1) 講演会・会議等の開催

令和3年度は、ワシントン条約(CITES) 関連会合として、第31回動物委員会(AC31)及び第73回常設委員会(SC73)が開催され、引き続き、サメ類、ウナギ、宝石サンゴ等を始めとする水棲生物についての議論が行われることとなっている。昨年はコロナウイルス蔓延の影響で両委員会とも開催されなかったため、本年は来年の第19回締約国会議(CoP19)に向けた議論が加速化されることとなる。また、宝石サンゴやサメ類

については閉会期間中の作業部会の活動も予定されている。さらに、我が国は一昨年から商業捕鯨を再開したところであるが、延期された国際捕鯨委員会(IWC)総会^{*}も9月に予定されており、この面からも内外の関心が高まることも想定し、生物資源の持続可能な利用に関する様々な議論の動向を注視しながら情報収集活動と、会員に向けての広報普及活動を推進する。
*：本年9月に予定されておりました第68回IWC総会は、コロナウイルス蔓延の影響で来年に延期され、予算等を審議するためのIWC臨時総会が本年9月にオンラインで開催されることがアナウンスされています。

(2) 会報等の発行

会報としてニュースレターを発行する。これは、当協会の活動状況や内外の環境関係の最新情報を、

適宜ニュースレターの形でまとめたもので、会員や関係者に配付する。今年度は3回程度の発行を予定する。

また、新しいGGTウェブサイト (<http://www.ggt.or.jp>) を通じて、最新の情報を会員に対してお知らせするとともに、不特定多数の一般大衆に対しても、当協会の考え方を広く周知していく。

(3) パンフレット、資料等の作成配付

国内外における議論を踏まえ、必要に応じて、自然資源の保護と持続可能な利用に関する普及宣伝パンフレット、資料等を作成する。また、環境問題を取り扱った諸外国の報道、情報等の収集を行う。自然資源の管理、持続的利用の重要性を分かりやすく解説した資料を作成する。

II. 資源情報調査活動

(1) 委託事業、補助事業の実施

①国の委託事業として漁場環境改善推進事業のうち海洋生態系保全国際動向調査事業（海洋保護区の検討、CITES等国際会議での情報収集・分析及び附属書掲載提案の検討、定置網によるウミガメ混獲への対応等）に継続して取り組む。

②国の補助事業である国際資源の管理体制構築促進事業のうち国際漁業戦略的連携促進事業（米国、EU等主要国における漁業政策に関する情報収集や国内漁業者関係者等への情報発信）に継続して取り組む。

③民間からの受託事業としての象牙原材料確保調査において、アフリカの象牙資源量調査を実施する。

④同じく民間委託事業として、宝石珊瑚保護育成協議会よりワシントン条約対策事業の委託を受

け、CITES/AC31、SC73 やCoP19での議論に備え資源情報調査活動等を行う。

(2) 情報の収集

自然資源の保護と利用に関する国際的な最新の動き、関連NGOの活動内容等を関係者に提供するために、日常的な情報収集に加え、国内の関係団体と協力しながら、積極的に情報交換を行う。また、国際場裡において当協会と目的を同じくする海外のNGOや個人と連携して、最新情報の収集に努める。そうした情報のうち、とくに重要なものについては、翻訳するなどして関係者に配布する。

III. 国際会議等への参加および海外交流活動

(1) 国際会議等への参加

今年度開催される各種国際環境関係会議に当協会役職員等を必要に応じて派遣し、また環境に関する多国間会議にもオブザーバー又はアドバイザーとして参加する。

(2) 海外NGOとの協力

自然資源の持続可能な利用を推進していくためには、諸外国との関係強化を図る必要がある。特に、自然資源への依存度が高い途上国での持続可能な利用の推進、自然環境保護などの活動に積極的に協力する。また、人的交流の促進を含め、コミュニケーションの拡大を図る。

IV. 会員募集活動

より多くの会員を獲得するため、当協会の目的や活動内容について多くの人達に理解されるよう、内外のあらゆる活動を通じた不断の努力を継続する。

一般社団法人 自然資源保全協会 役員名簿

役職名	氏名	備考
代表理事	香川 謙二	
業務執行理事	前 章裕	
理事	石井 信夫	
理事	内海 和彦	
理事	遠藤 進	
理事	大森 仁史	新任
理事	田中 要範	
理事	中前 明	
理事	藤瀬 良弘	
理事	八木 信行	
理事	吉本 憲充	
監事	海野 洋	
監事	小坂 智規	

宝石サンゴの持続的利用に向けた取組について

当協会の会員でもあるNPO法人宝石珊瑚保護育成協議会では、宝石サンゴの持続的利用に向けた取組に関するパンフレット（英文、仏文、西文、和文）を作成しました。宝石サンゴ移植プロジェクトや自主的なトレーサビリティ確立のための取組が紹介されています。英語版は同協議会のHP (<https://www.coral-npo.jp/>) からダウンロードできますし、他の言語につきましても、同協議会あるいは当協会にお問い合わせいただければ提供させていただきます。

